

# 業務委託設計書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
履行場所	京都市南区上鳥羽唐戸町他 地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	測量設計業務委託（新千本通）		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課（所）名	南部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月
業務番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
前払金支出		単価地区	

京都市 建設局

チェック欄	

委託概要

委託箇所			交差点	1	
現地測量	式	1	路線測量	km	0.15
平面交差点詳細設計	箇所	1			

委託理由

本業務は、十条新千本交差点において、道路交通の安全と円滑化を図ることを目的とした交差点改良を行うため、工事实施に必要な検討及び図面・数量等の作成を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

## 積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年3月
歩掛適用年月	2025年3月
基準適用年月	2025年3月
単価地区	2601: I地区

# 業務委託料内訳書

業務名	測量設計業務委託（新千本通）				業 項	種 目	測量業務 地形測量	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
地形測量		式	1					
現地測量		式	1					
現地測量		式	1					
現地測量	縮尺1/500	(km2)式	(0.005)1					内 1号
応用測量		式	1					
路線測量		式	1					
路線測量		式	1					
作業計画		業務	1					内 2号
現地踏査		km	0.15					
中心線測量		km	0.15					
縦断測量		km	0.15					
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					

# 業務委託料内訳書

業務名	測量設計業務委託（新千本通）					業 項	種 目	測量業務 直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
安全費		式	1					
安全費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(測量)		式	1					
直接測量費		式	1					
間接測量費		式	1					
諸経費		式	1				内 3号	
測量業務価格		式	1					
道路設計		式	1					
平面交差点設計		式	1					
平面交差点詳細設計		式	1					
平面交差点詳細設計	縮尺1/500	箇所	1					
共通		式	1					

# 業務委託料内訳書

業務名	測量設計業務委託（新千本通）				業 種 目	土木設計業務 共通	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通(設計業務)		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ3回	業務	1				内 4号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)		式	1				
直接原価（その他原価除く）		式	1				
その他原価		式	1				内 5号
一般管理費等		式	1				内 6号
設計業務価格		式	1				
業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				



# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現地測量	縮尺1/500				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		(km2)式	(0.005)1			
細部測量		(km2)式	(0.005)1			
数値編集		(km2)式	(0.005)1			
数値地形図データファイルの作成		(km2)式	(0.005)1			
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	作業計画					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		業務	1			
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	打合せ	中間打合せ3回				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ		業務	1			
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	その他原価					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）		式	1			
$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
その他原価		式	1			
合計						

# 1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	一般管理費等					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価		式	1			
$\beta / (1 - \beta)$		%				
一般管理費等		式	1			
調整額						
合計						

# 特記仕様書

委託業務名 測量設計業務委託（新千本通）  
履行場所 京都市南区上鳥羽唐戸町他 地内

## 第1条

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務委託必携（令和6年2月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒  
「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

## 第2条（電子納品）

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

## 第3条（業務カルテの作成及び登録）

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第4条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

## 第5条（業務の目的）

本業務は、十条新千本交差点において、道路交通安全と円滑化を図ることを目的とした交差点改良を行うため、工事実施に必要な検討及び図面・数量等の作成を行うものである。

## 第6条（業務内容）

### ・測量業務

1 平面図の縮尺は、次によるものとし、作業項目は以下のとおりである。

種別	細別	縮尺	備考
現地測量	現地測量	1/500	

- (1) 作業計画
- (2) 細部測量
- (3) 数値編集
- (4) 数値地形図データファイルの作成

2 測量幅及び測点間隔は、次によるものとする。

種別	細別	測点間隔	測量幅	備考
路線測量	中心線測量	10m	—	曲線数：単曲線換算曲線数〇
路線測量	縦断測量	—	—	曲線数：単曲線換算曲線数〇

### ・道路設計

1 平面交差点詳細設計の条件は、次によるものとし、作業項目は以下のとおりである。

細別	縮尺	予備設計	備考
平面交差点詳細設計	1/500	予備設計なし	

- (1) 設計計画
- (2) 現地踏査
- (3) 平面・縦断設計
- (4) 横断設計
- (5) 交差点容量・路面表示
- (6) 小構造物設計
- (7) 用排水計画
- (8) 設計図
- (9) 関係機関との協議資料作成 ※ 関係機関には京都府警察を想定している。
- (10) 数量計算
- (11) 照査
- (12) 報告書作成

## 第7条（打合せ等）

- 1 業務における打合せは、業務着手時に1回、中間打合せ3回、成果品納入時に1回の合計5回行うものとする。
- 2 業務着手時及び成果物納入時には、管理技術者が立会うものとする。

## 第8条（土地への立入り等）

受注者は、設計業務等を実施のため土地を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

## 第9条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

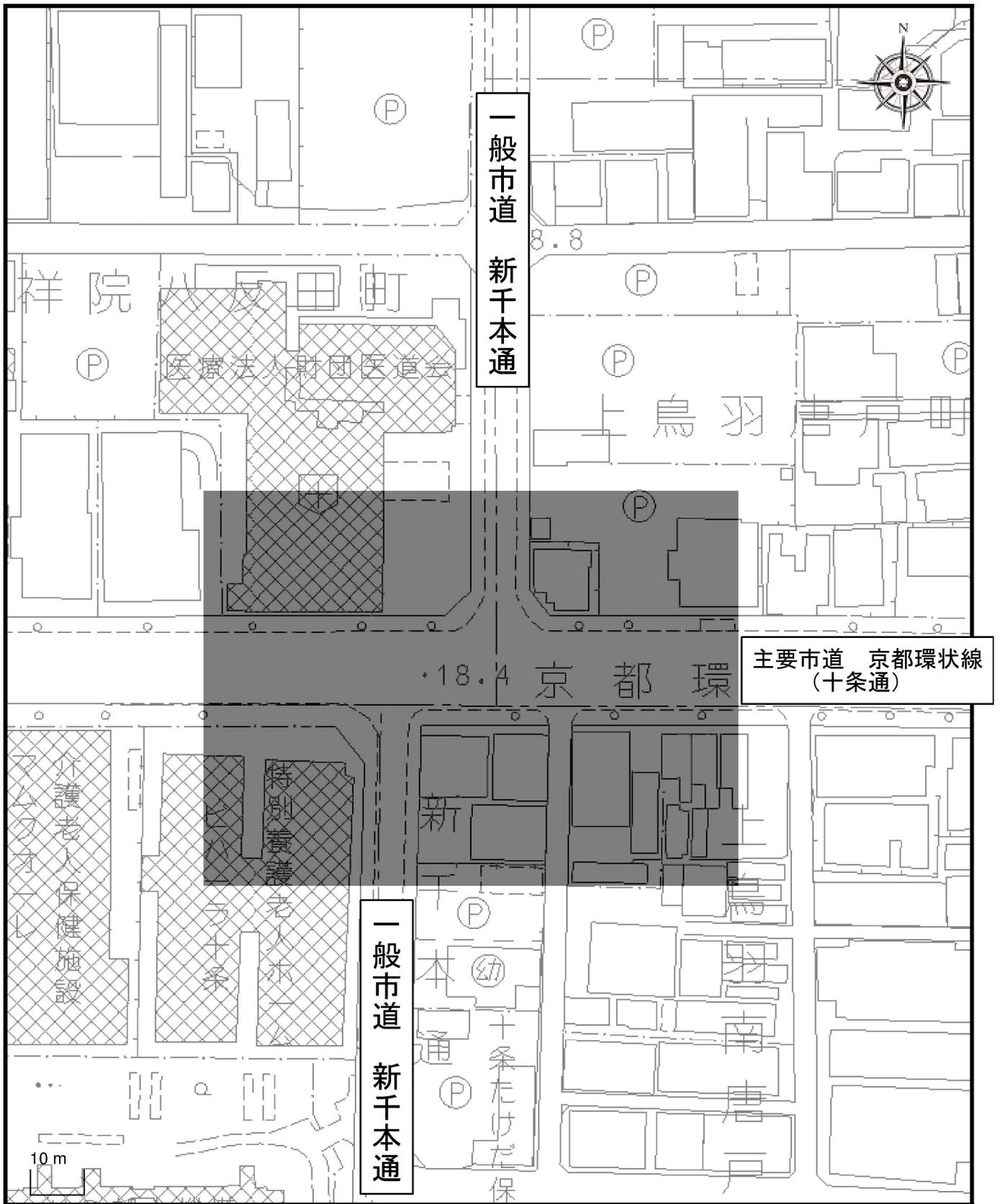
#### 第10条（成果物の照査）

本業務における詳細設計業務の照査においては、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図と設計計算書間、設計図と数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

# 箇所図

京都市南区上鳥羽唐戸町他 地内



1 / 1000

■ : 履行場所